地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期目標（第二期）の変更について（概要）

１　変更の経緯及び変更理由

（１）変更の経緯

○　こども医療センターのNICU（新生児集中治療室）では、県内の超低出生体重児の約20%、先天性疾患を有する新生児の約半数を扱っており、県内の最も重症度の高い新生児を受け入れている。

○　ところが、近年、NICUの満床が常態化しているため、他施設から新生児救急搬送の要請があっても、そのうち半数程度しか受入れができず、年間100件程度は受入れできていない状態が続いている。また、母体救急搬送についても断らざるを得ない状況が発生している。

○　また、妊産婦の高齢化に伴い、今後もハイリスク分娩や低出生体重児の割合の増加が見込まれることから、引き続き重症新生児の受け入れが求められる。

○　以上のことから、重症新生児の受入体制を強化し、県内の周産期医療提供体制のさらなる充実強化を図るため、平成29年度からNICUの増床を中心とした周産期棟改修工事を行っている（令和元年８月完成予定）。

○　この改修工事により、新生児病棟のNICUを６床、その後方支援病床であるGCU（回復治療室）を５床、合計11床増床し、総病床数を現在の419床から430床にする予定である。

	改修前	改修後	増床数
NICU	21床	27床	6床
GCU	22床	27床	5床
総病床数	419床	430床	11床

○　今回の増床により、これまでNICUが満床のため受入れできなかった新生児救急搬送や母体救急搬送のうち、こども医療センターでの対応が必要な、特に重症な事例については、ほぼ全例の受入れが可能となる見込み。

（２）変更の理由

○　地方独立行政法人神奈川県立病院機構第二期中期目標中に各病院の病床数の規定があるため、こども医療センターの病床数を変更する。

２　変更内容

地方独立行政法人神奈川県立病院機構第二期中期目標中、「第２　県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の「８　各病院の主な機能」の「（６）　各病院の病床数について」の表中を次のとおり変更する。

新

病院名	病床数
こども医療センター	430

旧

病院名	病床数
こども医療センター	419

３　施行日

令和元年９月１日

４　その他

（１）手続の進捗状況

こども医療センターの増床にあたり、横浜市病床整備事前協議実施済み（平成31年３月26日付けで配分決定）。

（２）今後のスケジュール

日程		内容
５月	中旬	**評価委員会意見聴取** ※地方独立行政法人法第 25 条第３項により、中期目標を変更しようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴くこととされている。
７月	８日	議決日 ※地方独立行政法人法第 25 条第３項により、中期目標の変更はあらかじめ議会の議決を経た上で行うこととされている。
８月	下旬	周産期棟改修工事完了 （こども医療センターによる病院構造設備使用許可申請等各種手続完了）
９月	１日～	変更後の中期目標施行 増床後の病床数で稼働開始

【参考】地方独立行政法人法（抜粋）

（中期目標）

第二十五条　設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

２　（略）

３　設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。